◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（防衛省）

1　地方協力局等の所掌事務の特例等の期間を延長することとした。（附則第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第九項関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第二条に規定する政令で定める日を定める政令（政令第一〇二号）（内閣官房）

1　独立行政法人国立公文書館その他の行政執行法人の職員の退職による退職手当について国家公務員退職手当法の一部を改正する法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定を適用する日を定めることとした。

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（財務省）

1　退職一時金の返還額及び脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　平成二七年度における再評価率等の改定等の特例の適用を判定する際の平成二七年度の本来水準を表す指数及び平成二六年度における物価スライド特例水準を表す指数の計算方法について規定することとした。（第四条関係）

3　平成二七年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の算定の基礎となる再評価率等について平成二六年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、改定及び設定することとした。（第五条関係）

4　退職共済年金等の受給権者が組合員等である期間において、支給停止の基準となる額の見直しを行うこととした。（第五条関係）

5　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

退職一時金を返還する場合の利子の利率を改定することとした。（第一条関係）

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

脱退一時金等を支給する場合の利子の利率を改定することとした。（第二条関係）

三　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

平成二七年度における再評価率等の改定等の特例の適用を判定する際の平成二七年度の本来水準を表す指数及び平成二六年度における物価スライド特例水準を表す指数の計算方法を規定することとした。（第三条関係）

四　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　平成二七年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。（第四条関係）

2　平成二七年度以後における地方公務員等共済組合法第八一条第一項第二号の停止解除調整変更額及び同法第八二条第一項の支給停止調整額を改定することとした。（第四条関係）

3　平成二七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇八号）附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。（第四条関係）

4　平成二七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第二二号）附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。（第四条関係）

五　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正関係

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二七年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。（第五条関係）

六　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（法務省）

一　司法書士法施行令の一部改正関係（第一条関係）

司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定に係る手数料及び司法書士試験の受験手数料の額を改定することとした。

二　土地家屋調査士法施行令の一部改正関係（第二条関係）

土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の認定に係る手数料及び土地家屋調査士試験の受験手数料の額を改定することとした。

三　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（法務省）

1　給付基礎額の最低額を八、七〇〇円に引き下げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五七〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（警察庁）

1　給付基礎額の最低額を八、七〇〇円に引き下げることとした。（第五条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五七〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、四〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を五人とすることとした。（第五条関係）

2　刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官の所掌事務を変更することとした。（第三〇条関係）

3　長官官房に期限を限って置く参事官の設置期限を撤廃することとした。（附則関係）

4　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、2は、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二六年法律第五七号）の施行の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（政令第一一〇号）（経済産業省）

1　関係政令の整理

㈠　小規模企業者等設備導入資金助成法施行令は、廃止することとした。（第一条関係）

㈡　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第二条～第五条関係）